

令和3年度 基本評価における一次政策評価の実施方針（教育委員会）

第1 趣旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、北海道教育委員会が行う令和3年度基本評価（施策評価及び事務事業評価）に関する実施方針を定める。

第2 評価及び取組内容等

1 基本的な考え方

令和3年度政策評価基本方針第2の1（4）及び（5）の規定により、基本評価（施策評価及び事務事業評価）における一次政策評価を実施する。

なお、評価に当たっては、北海道総合計画（以下「総合計画」という。）に掲げる政策目標の実現に向けて、施策評価と事務事業評価を一体的に実施するものとする。

2 評価の対象

(1) 施策評価

総合計画の政策体系に沿って整理した施策とする。

(2) 事務事業評価

令和3年4月1日現在で令和3年度予算に計上されている事業（以下「予算事業」という。）及び職員配置の基礎となっている全ての分掌事務とする。

3 評価の単位

(1) 施策評価

総合計画の政策体系に沿って整理された施策を単位とする。

(2) 事務事業評価

総合計画の政策体系に沿って整理された施策を構成する事務事業など全ての事務事業を単位とする。

4 評価の視点

(1) 施策評価

ア 施策目標の達成状況

施策目標の達成状況や達成する上での課題など、道政上の課題への対応

イ 施策間の連携状況等

関連する施策間・部局間での相互連携や多様な主体による連携・協働の推進など、行政サービスの質の維持向上への対応

ウ 施策の緊急性、優先性

社会経済情勢の変化や道民の要請等を踏まえた緊急的・優先的な取組や新たな課題等への対応

(2) 事務事業評価

ア 事務事業の有効性

施策の目標達成状況、国・市町村・民間との役割分担、緊急性・優先性など

- イ 事務事業のコスト
施策水準の妥当性、対象・手段、効果的・効率的な予算執行など
- ウ 事務事業の執行体制
執行体制の簡素化・効率化、関連事務との集約化など

5 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、令和3年6月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

6 評価の実施方法

(1) 基本評価調書の作成等

ア 本庁各課・センター（以下「各課」という。）は、基本評価調書（別紙様式。以下「評価調書」という。）を作成し、別に定める期日までに総務政策局教育政策課に提出する。

イ 総務政策局教育政策課は、各課が作成した評価調書を取りまとめ、別に定める日までに知事（総合政策部計画局計画推進課）に提出する。

(2) 留意すべき点検事項

事務事業については、上記4（2）により実施するほか、特に前年度に二次政策評価意見を付した事務事業について、対応状況や改善状況、意見内容に即した推進状況なども点検・検証を実施する。

7 留意事項

(1) 評価調書の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述とすること。

(2) 評価に当たっては、企画・予算・組織の各部門が連携を強化して実施すること。

(3) 評価の時点以降において、施策及び事務事業の内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総務政策局教育政策課と協議すること。

総務政策局教育政策課は、協議を受けた施策及び事務事業について、速やかに総合政策部計画局計画推進課と協議すること。

8 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。